

島原地域広域市町村圏組合消防本部の組織等に関する規則

昭和46年9月22日規則第5号

改正	昭和50年12月26日規則第10号	昭和52年4月28日規則第3号
	昭和62年3月23日規則第1号	平成4年4月1日規則第2号
	平成9年3月31日規則第1号	平成18年3月27日規則第8号
	平成19年3月28日規則第2号	平成19年10月19日規則第5号

(目的)

第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第10条第2項の規定に基づき、島原地域広域市町村圏組合本部（以下「消防本部」という。）の組織等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(消防長及び次長)

第2条 本部に消防長を置く。

- 2 消防長が必要と認めるときは、本部に次長を置くことができる。
- 3 消防長は、消防監をもつてあて、次長は、消防司令長をもつてあてる。
- 4 消防長は、本部の事務を統括し、消防職員（以下「職員」という。）を指揮監督する。
- 5 次長は、消防長を補佐するとともに、消防長の命を受け消防事務を掌理し、職員を指揮監督する。

(消防長代理)

第3条 消防長に事故があるとき、又は消防長が欠けたときは、次長がその職務を代理する。

- 2 消防長、次長ともに事故があるときは、あらかじめ消防長が指定した職員がその職務を代理する。

(課及び係の設置)

第4条 本部に次の課及び係を置く。

- 総務課 総務係、経理係
- 予防課 予防係、危険物係
- 警防課 警防係、救急救助係
- 指令課 指令1係、指令2係

(職制)

第5条 課に課長、係に係長を置く。

- 2 消防長が必要と認めるときは、課に課長補佐、係に主任を置くことができる。
- 3 課長には消防司令長又は消防司令を、課長補佐には消防司令又は消防司令補を、係長には消防司令補を、主任には消防司令補又は消防士長をもつてあてる。
- 4 消防長が必要と認めるときは、前項の課長、課長補佐、係長、主任は事務職員をもつ

てあてることができる。

(課長等の職務)

第6条 課長は、上司の命を受け課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 課長補佐は、課長を補佐するとともに、上司の命を受け所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 係長は、上司の命を受け係の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 主任は、上司の命を受け担当事務を処理し、関係職員を指揮監督する。

(分掌事務)

第7条 課係の分掌事務は、[別表](#)のとおりとする。

(委任)

第8条 この規則の施行について必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日より適用する。

附 則 (昭和50年12月26日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年10月1日から適用する。

附 則 (昭和52年4月28日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年3月23日規則第1号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年4月1日規則第2号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に次の表の左欄に掲げる課及び係に勤務を命ぜられている職員は、別に辞令を発せられない限り、これに対応する同表右欄に掲げる課及び係に勤務を命ぜられたものとする。この場合において課長、課長補佐、係長及び主任の職を命ぜられている者は、それぞれ当該課の課長、課長補佐、係長及び主任の職を命ぜられたものとする。

庶	務	課	総	務	課
庶	務	係	総	務	係
指	導	係	予	防	係
機	械	係	装	備	係

(一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

- 3 一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和47年規則第4号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう 略〕

（消防法及び島原地域広域市町村圏組合火災予防条例の施行に関する規則の一部改正）

- 4 消防法及び島原地域広域市町村圏組合火災予防条例の施行に関する規則（昭和48年島原地域広域市町村圏組合規則第8号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう 略〕

（表彰規則の一部改正）

- 5 島原地域広域市町村圏組合表彰規則（昭和51年規則第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう 略〕

（島原地域広域市町村圏組合消防本部消防職員委員会に関する規則の一部改正）

- 6 島原地域広域市町村圏組合消防本部消防職員委員会に関する規則（平成8年島原地域広域市町村圏組合規則第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう 略〕

附 則（平成18年3月27日規則第8号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月19日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第7条関係)

課	係 及 び 分 掌 事 務
総務課	<p>総務係</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 消防に関する総合企画及び調整に関すること。 (2) 公印の保管に関すること。 (3) 文書の収発及び整理保存に関すること。 (4) 職員の任免、分限及び懲戒その他人事に関すること。 (5) 職員の服務及び規律に関すること。 (6) 職員の表彰に関すること。 (7) 職員の研修に関すること。 (8) 儀式、行事及び会議に関すること。 (9) 条例、規則その他規程等の制定及び改廃に関すること。 (10) 各種協定、覚書等の締結に関すること。 (11) 公務災害及び消防賞じゅつ金に関すること。 (12) 職員委員会に関すること。 (13) 消防相互応援に関すること。 (14) 他課に属さない事務に関すること。 <p>経理係</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 予算、決算に関すること。 (2) 物品の出納、保管に関すること。 (3) 財産及び備品等の取得、維持管理、処分に関すること。 (4) 入札及び契約に関すること。 (5) 職員の給与に関すること。 (6) 職員の給貸与品に関すること。 (7) 職員の労働安全衛生及び福利厚生に関すること。 (8) 調査、統計に関すること。 (9) 消防長会、消防協会に関すること。 (10) 消防本部及び課内の庶務に関すること。
予防課	<p>予防係</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 予防事務の企画、立案及び改善に関すること。 (2) 防火思想の普及啓蒙及び予防広報に関すること。 (3) 火災予防運動に関すること。 (4) 防火対象物の査察、指導及び行政措置に関すること。 (5) 建築物の確認申請等に対する消防同意に関すること。 (6) 消防設備等の指導及び検査に関すること。 (7) 法令等に基く火災予防関係各種届出に関すること。 (8) 旅館等の営業に係る法令適合通知書に関すること。 (9) 防火管理者の講習及び指導育成に関すること。 (10) 民間防火組織及び自衛消防隊の指導育成に関すること。 (11) 課内の庶務に関すること。 (12) 他の係の主管に属さない事務に関すること。 <p>危険物係</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 危険物施設に関する許認可等及び検査に関すること。 (2) 危険物施設の査察、指導及び行政措置に関すること。 (3) 危険物取扱者の保安に関する講習及び指導育成に関すること。 (4) 危険物安全協会に関すること。 (5) 危険物の火災及び流出事故等の調査報告に関すること。 (6) 火災の原因及び損害の調査に関すること。 (7) 火災報告に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> (8) 液化石油ガス販売事業に係る意見書に関する事。 (9) 少量危険物、指定可燃物に関する事。 (10) 火災等の罹災証明に関する事。 (11) 火災警報に関する事。
警防課	<p>警防係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 警防事務の企画、立案及び改善に関する事。 (2) 警防計画及び出動計画に関する事。 (3) 災害対策に関する事。 (4) 職員の非常招集に関する事。 (5) 消防地理水利に関する事。 (6) 訓練及び演習に関する事。 (7) 消防技術の研究、指導に関する事。 (8) 開発行為に関する事。 (9) 国民保護計画に関する事。 (10) 消防力の整備指針に関する事。 (11) 緊急消防援助隊の運用に関する事。 (12) 消防機械器具及び車両の運用管理並びに配備計画に関する事。 (13) 車両の登録、検査に関する事。 (14) 消防機械器具及び車両の技術指導に関する事。 <p>救急救助係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 救急救助業務に関する事。 (2) 救急法の普及啓発に関する事。 (3) 救急医療機関に関する事。 (4) 救急救助資器材の運用管理及び配備計画に関する事。 (5) 消防統計及び救急救助統計に関する事。 (6) 課内の庶務に関する事。 (7) 他の係の主管に属さない事務に関する事。
指令課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防通信の運用及び通信統制に関する事。 (2) 通信施設及び機器の運用管理に関する事。 (3) 消防緊急通信指令システムの運用管理に関する事。 (4) 災害情報の受理及び出場指令に関する事。 (5) 災害情報の収集及び消防活動の情報支援に関する事。 (6) 気象情報の収集及び運用管理に関する事。 (7) その他通信指令業務に関する事。 (8) 課内の庶務に関する事。